

内航効率化大賞(仮称)制度案について

「内航効率化大賞(仮称)」制度案について

背景・目的

- 内航海運における「安定的輸送の確保」「生産性向上」を実現するためには、内航海運業者単独の取組みでは限界があることから、荷主企業を含めた関係者による安定的かつ効率的な輸送体系の確保に向けた意識改革が重要。
- このため、安定的かつ効率的な輸送体系の確保に特に貢献する取組や、先進的な取組等を行った荷主企業・内航海運業者への表彰制度を創設し、内航海運における「安定的輸送の確保」「生産性向上」を実現に係る優良事例の共有・展開を図る。

制度の骨子(案)

【表彰対象】

- ・ 安定的かつ効率的な輸送体系の確保に特に貢献する取組や、先進的な取組等を行った荷主企業・内航海運業者
- ・ 最も安定的かつ効率的な輸送体系の確保に貢献した者を「内航効率化大賞(仮称)」として表彰

【表彰選定基準】

- ・ 前年度に比べ、内航海運の輸送量の割合が維持若しくは改善した者
- ・ 前年度に比べ、総積載率が5%以上改善した者 等

【選定方法・主体】

- ・ 鉄鋼、石油製品、石油化学製品部会の構成団体からの推薦を基に、各部会で選定

事業実施体制

- 部会において、選定規程等、制度の詳細を検討。
- 選定規程、制度については、協議会の了承を基に、部会において表彰制度の運営を行う。

表彰までのスケジュールのイメージ

【H30年度】

- 部会において、大賞制度実施要領、選定規程案の検討、とりまとめ
- 協議会にて表彰制度の決定

【H31年度】

- 募集、審査・選定、「内航効率化大賞(仮称)」表彰式

要検討事項

- 表彰対象について、「大賞」として最優秀事業者を1者選定することの是非について。
- 表彰選定基準について、安定的な観点、効率的な観点から例示しているところ、その基準の是非について。
- 選定方法について、部会構成団体からの推薦の是非について。
- 選定主体として部会とすることの是非について。

(参考)エコシップ・モーダルシフト事業の概要

概要

- フェリー事業者やRORO船、コンテナ船事業者が参加する「エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会」において、海上貨物輸送を一定水準以上利用してCO2削減に取り組んだ荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、「エコシップマーク」の使用を認め、海上輸送モーダルシフトを促進。
- エコシップマーク認定事業者の中から、海上輸送へのモーダルシフトに特に貢献したと認められる荷主・物流事業者に国土交通省海事局長表彰を実施。

認定方法・基準

○実行委員会に参加する事業者からの推薦を基に、「選定委員会」で認定。

エコシップマーク認定基準

原則100km以上の航路(沖縄、離島、青函航路を除く)において、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- ・海上貨物輸送量(トンキロ)20%以上を利用した者
- ・前年度に比べ、海上貨物輸送量(トンキロ)のシェアが10%以上改善した者
- ・海上貨物輸送を利用してCO2排出量を10%以上削減した者

認定事業者数(2008~2016年度) 荷主:127者 物流事業者:143者

表彰選定基準

認定事業者のうち、次のいずれかに該当する者を対象とする。

- ・海上貨物輸送量(トンキロ)30%以上を利用した者
- ・海上貨物輸送を利用してCO2排出量を15%以上削減した者

表彰事業者数(2008~2016年度) 荷主:123者 物流事業者:135者

認定・表彰のスケジュール

- 11月~3月 推薦募集期間
- 4月~5月 審査期間
- 5月 選定委員会
- 7月 国土交通省海事局長表彰



事業実施体制

エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会

○参加事業者:23者(2017年10月時点)
(中距離フェリー・RORO船・コンテナ船事業者)

○事務局:
日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
国土交通省海事局内航課

選定委員会

○選定委員:
学識経験者
国土交通省海事局内航課
実行委員会における参加事業者の代表者

○事務局:
日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
国土交通省海事局内航課

(参考)運輸関係の表彰制度の概要等①

	エコシップ・モーダルシフト事業	エコレールマーク制度	交通関係環境保全等大 臣表彰制度	グリーン物流パートナーシップ 優良事業者表彰
1 概要(目的等)	<ul style="list-style-type: none"> フェリー事業者やRORO船、コンテナ船及び自動車船事業者が参加する「エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会」において、海上貨物輸送を一定割合以上利用してCO2削減に積極的に取り組んでいる事業者(荷主・物流事業者)を、「エコシップマーク認定事業者」として選定。 そのうち、環境負荷の低減に特に貢献(モーダルシフトにより総貨物量の30%以上を海上輸送で行い、CO2を15%以上削減など)したと認められる優良事業者(別添)を「エコシップ・モーダルシフト優良事業者」として表彰(海事局長表彰)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトに関し、一般消費者に直接認識してもらうため、鉄道貨物輸送の環境負荷低減に取り組んでいる荷主企業及び商品を、「エコレールマーク認定企業・商品」として認定(表彰は行っていない)。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全に関する取組みに顕著な功績があった事業者、事業所、団体に対して国土交通大臣表彰を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流分野における環境負荷の低減、物流の生産性向上等持続可能な物流体系の構築に関し顕著な功績があった取組に対して、その功績を表彰することにより、企業の自主的な取組への意欲を高めるとともに、グリーン物流の普及拡大を図るもの。 荷主と物流事業者など複数事業者間のパートナーシップにより実施される物流の改善方策のうち、荷主が中心となつて行った事業について経済産業大臣表彰を、物流事業者が中心となつて実施した事業について国土交通大臣表彰を、大臣表彰に準じる事業を実施した事業者に対して、各省局長級表彰等を実施。 このうち国土交通大臣表彰については「交通関係環境保全等大臣表彰制度」の仕組みにて実施。
2 創設	平成20年度	平成17年度	平成18年度	平成18年度
3 表彰・認定対象	荷主及び物流事業者	荷主企業及び商品	事業者、事業所、団体	荷主及び物流事業者等

(参考)運輸関係の表彰制度の概要等②

	エコシップ・モーダルシフト事業	エコレールマーク制度	交通関係環境保全等大臣表彰制度	グリーン物流パートナーシップ優良事業者表彰
4	<p>選定主体</p> <p>エコシップモーダルシフト事業選定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者、国土交通省内航課、エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会の参加事業者の代表者 	<p>エコレールマーク運営・審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者、国土交通省貨物鉄道政策室、総合政策局物流政策課、JR貨物、物流関係団体 	<p>選考委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者、国土交通省総合政策局環境政策課、交通計画課 	<p>事業推進委員会(学識経験者等)</p> <p>国土交通省総合政策局物流政策課、経済産業省</p>
5	<p>選定方法</p> <p>エコシップ・モーダルシフト事業実行委員会参加事業者の推薦のもと、選定委員会が選定(例年、20者程度の認定、表彰)</p>	<p>事業者からの応募に基づき、運営・審査委員会で認定(例年、10～20者程度の認定)</p>	<p>地方運輸局等の推薦のもと、選考委員会が選定(10者程度の応募に対し、3者程度の表彰)</p>	<p>国土交通省ホームページ等により周知。事業者(荷主、物流事業者等)からの応募を受け、事業推進委員会にて審査。候補事業を選考した後、経済産業省、国土交通省にて審査、決議。(全体で数件程度の表彰)</p>
6	<p>スケジュール</p> <p>11月～3月 推薦募集期間 4月～5月 審査期間 5月 選定委員会 7月 国土交通省海事局長表彰</p>	<p>応募(締切なし)</p> <p>申請受け付け後、審査を受けられるまでには、資料作成等に概ね3週間を要する。</p> <p>概ね年2回 審査委員会(8月下旬～9月、2月) 2月、9月 認定</p>	<p>6月下旬～8月中旬 各地方運輸局等から候補者の推薦 8月下旬～9月上旬 各委員による事前採点 9月中旬 選考委員会において選考 12月中旬 国土交通大臣表彰</p>	<p>7月上旬～8月下旬頃 国土交通省ホームページ等を通じて募集。 9月上旬頃 事業推進委員会において選考 12月中旬 グリーン物流パートナーシップ会議において表彰</p>
7	<p>インセンティブ</p> <p>特になし</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>	<p>特になし</p>